

帯広市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第21号

帯広市介護保険条例の一部を改正する条例

帯広市介護保険条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「35,340円」を「34,230円」に改め、同項第2号中「48,060円」を「51,530円」に改め、同項第3号中「53,010円」を「51,910円」に改め、同項第4号中「63,610円」を「67,710円」に改め、同項第5号中「70,680円」を「75,240円」に改め、同項第6号中「81,280円」を「86,520円」に改め、同号イ中「第13号イ若しくは第14号イ」を「第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第7号中「84,810円」を「90,280円」に改め、同号イ中「第13号イ若しくは第14号イ」を「第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第8号中「88,350円」を「94,050円」に改め、同号イ中「第13号イ若しくは第14号イ」を「第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第9号中「91,880円」を「97,810円」に改め、同号イ中「第13号イ若しくは第14号イ」を「第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第10号中「106,020円」を「112,860円」に改め、同号イ中「第13号イ若しくは第14号イ」を「第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第11号中「113,080円」を「120,380円」に改め、同号イ中「第13号イ若しくは第14号イ」を「第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第12号中「120,150円」を「127,900円」に改め、同号ア中「370万円」を「420万円」に改め、同号イ中「次号イ若しくは第14号イ」を「次号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第13号中「130,750円」を「142,950円」に改め、同号イ中「次号イ」を「次号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第14号中「141,360円」を「158,000円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「620万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ若しくは第16号イ」を加え、同項第15号中「151,960円」を「195,620円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第14号の次に次の2号を加える。

(15) 次のいずれかに該当する者 173,050円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を

適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 180,570円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第8条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,210円」を「21,440円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,210円」を「21,440円」に、「35,340円」を「36,490円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,210円」を「21,440円」に、「49,480円」を「51,530円」に改める。

第10条第3項中「第13号イ若しくは第14号イ」を「第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に、「第6号から第14号まで」を「第6号から第16号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の帯広市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。